

# 道州制・地方財政制度調査検討会

## 第8回 地方財政制度分科会 事項書

日時：平成20年3月3日(月)

午後1時30分～

場所：議事堂5階501委員会室

1 報告書(案)について

2 その他

# 道州制・地方財政制度調査検討会 地方財政制度分科会における検討結果報告書（案）

## 1. 地方財政制度にかかる最近の情勢

### (1) 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の成立

これまでの地方財政再建促進特別措置法に代わり、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(以下「財政健全化法」という。)に基づく、地方公共団体の新しい財政再建制度が整備されることとなった。

#### (財政健全化法の主なポイント)

普通会計だけでなく、公営企業、公社、第3セクターなどまで監視対象を拡大

単年度フローだけでなく、ストック面に配慮した財政判断指標を導入  
財政健全化の過程に「早期健全化」「財政再生」の2段階のスキームを導入

財政判断指標の監査、議会報告、公表を義務づけ、「財政健全化計画」「財政再生計画」の策定に際しては、外部監査及び議会の議決を要請

### (2) 公会計制度改革の動きの活発化

公会計の整備については、従来、国から地方公共団体に対して推進が要請されているが、財務書類の具体的な作成基準、スケジュール等が総務省から示され、都道府県においては平成21年までに財務諸表の整備及び開示を行わなければならないこととされた。

#### (公会計制度改革の主なポイント)

発生主義を活用するとともに複式簿記の考え方の導入を図り、地方公共団体単体及び関連団体等も含む連結ベースで公会計を整備推進  
貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の4表の整備を標準形

財務書類の作成・活用等を通じて資産・債務に関する情報開示と適正な管理を進め、資産・債務改革の方向性と具体的な施策を策定

財務書類の公表に当たっては住民等に分かりやすい公表に留意

これらの地方財政制度に関する動きにより、行政としての県民に対する財政情報の提供、議会としての財政健全化に対する監視機能の強化が、これまで以上に求められている。

## 2. 現状と課題

### (1) 財政運営に対する議会の監視機能強化

公営企業、公社、第3セクターなど地方公共団体の行政活動規模の拡大や多様化に伴う会計制度の複雑化を背景に、議会による予算統制が及びづらくなっており、財政運営に対する議会の監視機能強化のため、議会内においても財政に対する見識を高め、的確な判断が可能となる体制を構築する必要がある。

### (2) 議会における将来世代の負担を見据えた議論

議会として、多様な県民の意見を県政に反映する責務のもと、地域の課題のみならず、県政の課題とこれに対する県民の意向を的確に把握し、民意を反映した施策の実現に努めているが、現在及び将来世代にわたる財政負担を考慮した、長期的な視点からの議論を行っていく必要がある。

### (3) 県民にとって分かりやすい財政

財政状況を県民に対して説明する責務を有している県として、これまで、予算編成過程や議会審議の県民への公開を進め、開かれた県政に努めてきたが、地方財政制度改革における住民への説明責任の強化という面から、より分かりやすい情報提供に取り組む必要がある。

### (4) 地方財政の変革に向けた対応

地方債制度の許可制から協議制への移行や地方債に占める公的資金の縮減といった方針をふまえ、国としては、地方財政における資金調達を広く市場全体から安定的に行うことを求めている。現在、県として直ちに現行の資金調達方法を変更する必然性は見受けられないが、地方財政をめぐる諸般の改革が、将来において地方債に対する市場の評価を受けることとなる事態も想定に入れた、大きな改革の始まりとなる可能性があることを認識する必要がある。

## 3. 分科会としての検討の方向

### (1) 財政民主主義に対する基本的考え方

日本国憲法第83条は、「国の財政を処理する権限は、国会の議決に基いて、これを行使しなければならない」と定め、日本の現行制度では、国会で予算や租税に関する法律を議決することで、財政民主主義を実現している。

このことは地方財政においても同様であり、県民を代表する議会が財政をチェック、コントロールし、議会による予算統制が達成されることにより、財政民主主義が実現されるものである。

## (2) 地方財政における財政民主主義

上記の基本的な考え方に加え、地方自治法や地方財政法においては住民への財政情報公開の諸規定が存在し、住民監査・住民訴訟制度なども併せて考えたとき、県における財政民主主義は、国における以上に、県民の十分な理解と県民の意向の反映が求められるものと理解したうえで、現在の地方財政制度改革を捉える必要がある。

## (3) 三重県として目指すべき方向

上記の考え方に基づき、県としての財政民主主義の進展のために目指すべき方向を次のとおりとした。

議会による監視機能の強化により、県民を代表する県議会が財政をチェックし、コントロールできていること

主権者たる県民が財政運営を正しく理解し、県議会の審議を経た財政が、結果として県民が望む財政と一致し、行政と議会が県民の負託に忠実に応えているという状態にあること

# 4. 提言

## (1) 議会として取り組むべきこと

議員の分析能力の向上

個々の議員として、政務調査活動などを通じて財政に関する資質の向上に積極的に取り組むとともに、議会全体としても、将来世代の負担を考慮した意思形成が可能となるよう、議員間討議の充実に努める。

県民への説明責任の強化

県民を対象とした財政に関する説明会の実施などにより、県民に対する議会としての説明責任を果たし、県民の意向を議会活動に反映するよ

う努める。

#### 専門的知見を活用した審議体制の充実

財政に関する専門性が今後より一層求められることから、議会内で専門的知見を活用できる組織を設けるなど、議会における予算決算審議の過程において、より充実した審議を可能とする。

## (2) 執行機関等に対して望まれること

#### 住民自治のための分かりやすい情報の提供

地方財政制度改革によって住民自治・地域主権が進展するよう取り組むことが大切であり、主権者たる県民が、より一層財政運営や政策に関与できるよう、また、透明性の高い財政運営がなされるよう、財政健全化法や公会計改革の趣旨に沿って、県民にとって分かりやすい財政情報の提供に向け、改善に向けた努力を継続していくことが望まれる。

#### 資金調達の多様化のための研究

地方債の借入利率などの面で、金融市場による規律に従った自治体経営への移行が迫られるといった事態も想定されることから、将来を見据えた安定的、機動的、かつ、より有利な資金調達のための、多様な調達先の確保に向けた研究に取り組むことが望まれる。

#### 財政運営の透明性、計画性の向上のための仕組みづくり

県として財政規律を促す基準、目標を設定して財政を管理し、計画性、透明性を向上するなど、財政民主主義の進展に貢献するための仕組みづくりを検討していくことが望まれる。

道州制・地方財政制度検討会 今後の進め方（案）

	道州制分科会	地方財政制度分科会
6月	道州制・地方財政制度調査検討会を、本会議において議決により設置	
	正副座長の選出、道州制分科会と地方財政制度分科会の2分科会の設置、各分科会長の選任	
7月	各界における意見概要等を調査し、今後の進め方を検討	検討課題を財政健全化法、公会計改革を中心とすることを決定
9月	昨年度の議会事務局による道州制に関する報告を調査	知事部局から課題に対する聴き取り調査
	日本経済団体連合会産業第一本部長井上洋氏講演と意見交換	
10月	中央大学法学部 教授今村都南雄氏講演と意見交換	監査法人トーマツパートナー森田祐司氏講演と意見交換
12月	知事部局から「三重県の道州制に対する考え方」を調査	関西学院大学大学院教授小西砂千夫氏講演と意見交換
20年 1月	各委員からの意見を基に議員間討議	分科会報告の骨子案提示
2月	各委員からの意見を基に議員間討議(2/25)	各委員からの意見を基に議員間討議(2/14)
		知事部局から聴き取り、分科会報告を取りまとめ(2/25)
3月3日	分科会報告を取りまとめ	分科会報告を取りまとめ
3月6日	両分科会から検討結果の報告	
3月19日	全員協議会において道州制・地方財政制度調査検討会から全議員に調査検討の結果を報告	